

令和5年度社会福祉法人榛永会事業計画(案)

社会福祉法人榛永会は平成14年7月に法人を設立し、翌15年4月に特別養護老人ホームしんとう苑、デイサービスセンターやまゆり、居宅介護支援事業所しんとう苑、ケアハウスぶどう苑を開設しましたので、令和5年度は事業開始20周年の年となります。

この20年間で介護保険制度を取り巻く環境は様変わりしています。要介護高齢者の増加・介護費用額の増大による国の財源ひっ迫により、介護保険制度そのものの持続可能性が危ぶまれている状況に加え、2040年までの高齢人口のピーク化および生産年齢人口の減少による介護人材不足についても対策が必要となっています。

当法人においても人材確保は喫緊の課題となっております。そこで、令和4年度は厚生労働省の「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」を利用し、外国人材を雇用するという新境地を開きました。ここで得たノウハウは、今後予想されるさらなる人材不足に生かされると考えます。

また、ロシアのウクライナ侵攻に端を発するエネルギーや食材価格等の高騰が収益を圧迫し、これは令和5年度も続くと思われれます。

内外共に厳しい環境が続くと思われれますが、新しい考え方を生かしながら、職員が一致団結して安定経営、サービスの質向上、地域貢献に取り組んでいきたいと考えます。

中・長期計画

1. 経営の安定化

当法人と同様の広域型特別養護老人ホームは県全体における定員数が管理されていますが、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については設置数に関しての規制がありません。令和3年度以降、県の想定以上に設置数が伸びており、競争が激化している状況です。当法人においてもその影響は避けられず、利用者の確保に期間を要する状況になりつつあります。

その中で、法人として以下の取り組みを行い、経営改善・安定化を図ります。

- ①当法人の強みを生かした事業展開
- ②安定的な利用者確保による収益体制の構築
- ③適正な人員の確保
- ④適正な賃金の確保

2. 感染症や災害への対応力強化

令和3年度の介護保険制度改正により「業務継続計画(BCP)」の策定が義務化されました。当法人においても令和3、4年度事業として「感染症 BCP」および「自然災害 BCP」を策定しました。今後は計画に基づく対策や訓練を定期的実施します。

3. 大規模修繕への備え

定期調査に基づき大規模修繕計画を作成し、修繕カ所の洗い出しを行い、必要な修繕を行います。修繕を実施する場合は、大規模修繕補助金を含めた財源確保に努めます。

短期計画(令和5年度事業計画)

1. 感染症対策

- ・新型コロナウイルス感染症については、本年5月から感染症法上の位置づけが5類に移行する見込みです。それ以降の対応については、政府および厚生労働省から発出される通知等に従い、引き続き感染対策を行います。

2. 安心・安全なサービスの提供

- ・法人の基本理念に則した質の高いサービスを提供します。
- ・利用者家族との関係向上に努めます。
- ・虐待が発生しない職場づくりを行います。
- ・ハラスメント防止に努め、職員同士の良好な人間関係構築に努めます。
- ・ICT 機器の導入に着手し、業務の効率化や安全性の向上を図ります。

3. 経営改善・安定化

- ・他事業所との連携を深め、利用者獲得体制を構築します。
- ・各種加算算定等により安定的な収入の確保を目指します。
- ・令和4年度から続くエネルギー価格や食材・物品価格の高騰に対応するため、必要な費用を確保しつつ、経費削減に努めます。
- ・予算と実績の管理を行い、経営目標の達成に努めます。

4. 目標管理

- ・各部署で年度目標を策定し、達成に努めます。
- ・策定した目標の進捗・実績管理を行います。

5. 人材確保と定着

- ・大学、専門学校や公的職業紹介機関と連携し、安定的な職員雇用を目指します。
- ・メンター制度等のサポート体制により離職防止に取り組みます。

6. 地域貢献

- ・行政、地域、その他機関と連携し地域包括ケアシステムの推進に努めます。